○武蔵野市長期計画条例施行規則

平成23年12月28日規則第68号

改正

平成24年９月26日規則第64号

令和２年３月27日規則第20号

武蔵野市長期計画条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（市政運営の基本理念）

第２条　条例第２条第１項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。

（市が実施する政策）

第３条　条例第２条第３項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。

（調整計画）

第４条　条例第３条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

２　市長は、長期計画の計画期間の初日から４年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。

３　調整計画は、５年を１期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

（次期長期計画の策定）

第５条　市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の２年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。

（策定委員会）

第６条　条例第４条第２項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の

中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

2　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

3　委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5　策定委員会の会議は、委員長が招集する。

6　策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画（以下「長期計画等」という。）の計画案を作成し、市長に提出する。

7　市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。

8　策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

（施策の大綱）

第７条　条例第５条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。

（実施状況の管理）

第８条　条例第６条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程（昭和48年７月武蔵野市訓令（甲）第４号）第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成24年９月26日規則第64号）

この規則は、平成24年10月１日から施行する。

付　則（令和２年３月27日規則第20号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。